

笠間市農業支援の活用

農業には、たくさんの支援制度があります。自身の農業経営に必要な支援を受けるためには、次の資格を取得する必要があります。

認定新規就農者

農業の次世代を担う行動力のある就農後5年以内の方で、健全な農業経営が実現可能な農業者です。

笠間市内で新たに農業を始める者

農業で生計を立てるための計画を練る

【目標】5年後までに

- ・年間農業所得250万円以上
- ・年間総労働時間2,000時間以内

❖サポート機関❖

- ・笠間地域農業改良普及センター
- ・笠間市農政課
- ・笠間市農業公社 等

審査会で計画の審査を受ける

【提出書類】

青年等就農計画認定申請書

計画が認められる

認定新規就農者
(5年間)

認定農業者

農業のプロフェッショナルとしての意欲と能力があり、健全な農業経営の実現者として、市の基準に達する農業者です。

笠間市内農業経営者

さらなる農業経営の拡大を目指し、改善計画を練る

【目標】5年後までに

- ・年間農業所得490万円以上
- ・年間総労働時間2,000時間以内

❖サポート機関❖

- ・笠間地域農業改良普及センター
- ・笠間市農政課

審査会で計画の審査を受ける

【提出書類】

農業経営改善計画認定申請書

計画が認められる

認定農業者
(5年ごとに更新)

人・農地プラン 登載者

集落・地域が抱える人と農地の課題を明確にし、具体的な対策を計画する「人・農地プラン」に、地域の担い手として位置づけられた農業者です。

笠間市内農業経営者

地域農業の担い手として農業経営を実施する

笠間市「人・農地プラン」策定検討会で審査を受ける

【提出書類】

笠間市「人・農地プラン」登載希望申請書

地域の担い手として認められる

「人・農地プラン」に登載

※審査にはある程度の期間が必要です。



笠間市の主な農業支援事業をご紹介します!



1 新規就農者支援

(1) 樹園地継承支援事業

- ① 受入農家支援型
(研修受入費補助：月3万円、最大2年間)
・ 知識・経営手法習得のための研修生を受け入れる果樹栽培農業者向け
- ② 研修者支援型
(研修中生活費補助：月10万円、最大2年間)
・ 果樹栽培で就農を志す者
- ③ 農地流動化支援型 (農地集積補助：5万円/10a)
・ 果樹栽培の新規就農者に農地を転貸した果樹栽培農業者向け

(2) 新規就農者育成総合対策

- ・ 認定新規就農者向け
- ① 経営発展支援事業
(機械・施設、果樹改植等補助：導入費の3/4以内で上限750万円)
※②の対象者は上限375万円
- ② 経営開始資金支援事業
(12万5千円/月 (150万円/年) 最長3年間)



(3) 新規就農者農業機械・農業用施設等導入支援事業

- (機械・施設整備補助：導入費の1/2以内で最大5年間で補助額300万円を上限)
- ※導入費は、年1回で40万円以上



2-1 規模拡大支援のうち「機械施設導入補助」

(1) 主要農産物総合支援事業

- (機械・施設等整備費補助)
- ・ 認定農業者、農業者組織団体向け
【整備費の1/2以内(ただし、県1/3以内、市1/6以内)】



(2) 農地利用効率化等支援交付金事業

- ・ 「人・農地プラン」に位置づけられた中心経営体向け
(整備費50万円以上)
- 【融資残額(整備費等の3/10以内)等(上限300万円等)】
(先進的農業経営確立支援タイプ：個人1,000万円、法人1,500万円等)



(3) 強い農業づくり総合支援交付金事業

- ・ 農業法人、農業者団体等向け
産地基幹施設等支援タイプ
【施設整備費等の1/2以内等(上限20億円等)】



(4) 産地生産基盤パワーアップ事業

- ・ 公社、土地改良区、農業者、農業者組織団体、民間事業者等向け
- ① 生産支援事業
【農業機械等のリース導入費や生産資材の導入費の1/2以内】
- ② 整備事業
【農業用施設(育苗施設・加工施設・集出荷貯蔵等の整備費用の1/2以内)】



(5) 農業機械・農業用施設整備事業補助金交付事業

- (機械・施設等整備費補助)
- ・ 認定農業者向け【整備費の1/2(上限50万円)】
※1農家1回限り

(6) 畜産競争力強化対策整備事業<畜産クラスター事業>

- (家畜飼養管理施設等の整備費)
- ・ 畜産農家、畜産農業関係者向け
【事業費の1/2以内】



2-2 規模拡大支援のうち「農地拡大支援」

(1) 地域集積協力金交付事業 (農地集積協力補助)

- ・ 農地中間管理事業による協力金対象地域向け【機構の活用率等に応じ、交付単価1万円~/10a】



(2) 経営転換協力金交付事業 (農地集積協力補助)

- ・ 農業経営部門を減少した者、農業をリタイヤした者、農地の相続人向け【1万円/10a(上限25万円/1戸)】
※地域集積協力金交付事業と一体的に取り組む場合



(3) 果樹産地強化支援事業 (梨苗木代補助 ※5本以上)

- ・ 梨生産者・梨生産組織向け 【苗木1本当り300円】



※事業ごとに、他にも具体的な要件がありますので、必ず事業実施前にお問合せください。



2-3 所得向上支援

(1) 環境保全型農業直接支払対策事業

国補
事業

- ・ 農業者組織団体等向け

【化学肥料、化学合成農薬5割低減と環境保全効果の高い営農活動に対して、栽培面積当り定額補助】



3 被害・被災対策

(1) 農業被害防止事業（防除施設購入補助）

県上乗せ
補助あり

- ① 農業者又は農業者の組織する団体向け
【設置施設等購入費の1/4以内(個人設置)
1/3以内(共同設置)】

- ② 家庭菜園栽培者向け
【個人及び共同設置施設等購入費の1/5以内】

※個人設置の場合、県の上乗せ補助（市補助と同額）があります。

(2) わな猟免許取得促進助成事業（わな免許取得費補助）

- ・ 市鳥獣被害対策実施隊員、市内農業者、捕獲実施者向け【全額補助／受講料、申請手数料】

(3) イノシシ捕獲・処分事業（捕獲・処分費補助）

- ・ 県狩猟登録者又は鳥獣捕獲許可証所持者向け
【1万円／頭】

(4) 地域捕獲団体活動支援事業（捕獲活動補助）

- ・ イノシシ捕獲活動団体(市内在住者5名以上)向け
【10万円】



4 土地改良事業関連

(1) 小規模土地改良事業（工事費又は施設整備費補助）

- ・ 農業者等組織団体向け

【次の①～⑤の事業費の1/2以内 ※上限50万円】

（多面的機能支払交付金事業区域内は3/10以内 ※上限30万円）

- ①かんがい排水 ②畑地かんがい ③ほ場整備 ④機械揚水 ⑤ため池整備等



栗の生産規模拡大に対する事業

◎日本一の栗産地づくり推進補助事業

栗の生産規模拡大や産地づくりに対する補助事業は、別冊「笠間で栗を作ってみませんか？栗の栽培&補助事業ガイド」をご覧ください。



他にも市や県・国が行う支援事業があります。詳細は農政課までお問い合わせください！

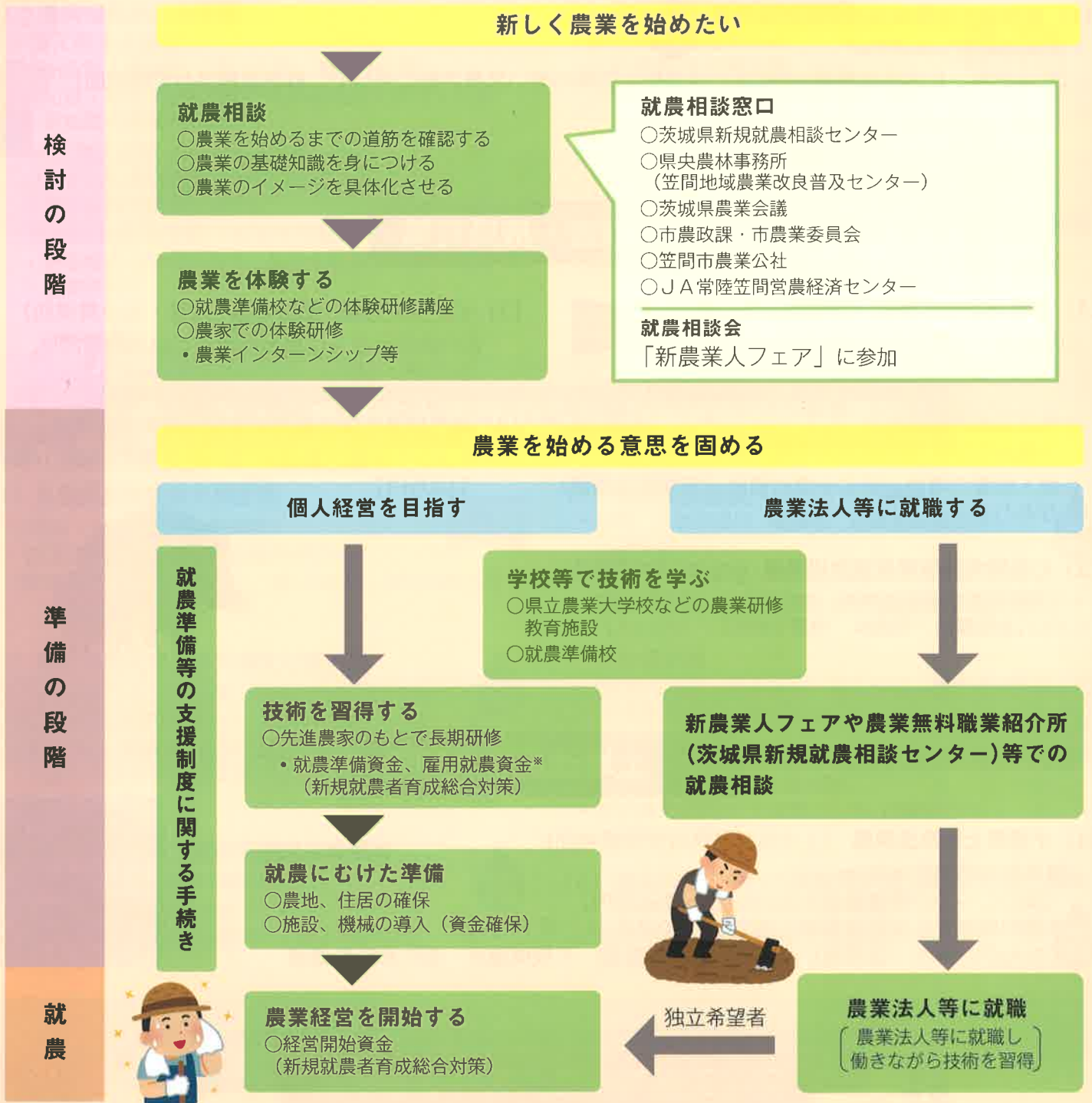
【問合せ先】 笠間市役所 農政課 TEL 0296-77-1101(代)



就農するまでの行程

新しく農業を始めるということは、他産業での起業と変わりません。経営に必要な技術、ノウハウを身につけ、経営開始のための資金を用意することが必要です。

このため、就農の情報収集に努めて意思を固め、意思決定後には具体的な営農計画の作成と、研修を含め十分な準備期間が必要となります。



*雇用就農資金は、雇用して技術を習得させる農業法人等に対し、資金を助成するものです。

主な研修先

○専門学校

茨城県立農業大学校
TEL: 029-292-0010
日本農業実践学園
TEL: 029-259-2002

鯉淵学園農業栄養専門学校
TEL: 029-259-2811

○先進農家での研修

経験豊富な先輩農業者のもと、実際の農業経営を間近に見ながら研修します。

(問合せ) 笠間地域農業改良普及センター 笠間市農政課
TEL: 0296-72-0701 TEL: 0296-77-1101(代)